

施設分類別省エネルギー対策マニュアル (高松市包括的エネルギー管理標準)

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)は、石油危機を契機として昭和 54 年に制定された法律であり、制定以来、産業部門を中心にエネルギー管理が進められてきましたが、オフィスその他の業務や家庭など民生部門でも省エネを進める必要性が高まったことから、平成 20 年 5 月に事業者単位でのエネルギー管理を行うよう法改正されました。

これにより、本市も特定事業者として、毎年 1 回のエネルギー使用状況を報告するための「定期報告書」の作成、エネルギーを中長期的に低減するための「中長期計画書」、エネルギー使用設備を省エネの観点で運用する「エネルギー管理標準(以下「管理標準」という。)」の作成が義務づけられています。

管理標準は、基本的には全ての施設において設備単位で作成する必要がありますが、管理方法や管理基準値が同等の設備については、一括で管理標準を作成することが認められていることから、このマニュアルに基づき、各施設で、施設の運用状況に応じて、施設ごとに管理標準を作成するものとする。

このため、熱源を含まない空調機、照明、OA機器等の設備について、「高松市包括的エネルギー管理標準」を作成いたしました。対象設備については、本管理標準に基づき、管理、計測・記録、保守・点検及び新設・更新時の措置を行うことで、省エネルギー推進を図ることとします。